

平成25年度 法務省行政事業レビュー公開プロセス

第1 日 時 平成25年6月28日（金） 自 午後3時00分
至 午後5時00分

第2 場 所 法務省1階会議室

第3 議 題 1 受刑者就労支援体制等の充実
2 全国的視点に立った人権啓発活動の実施

第4 議 事 (次のとおり)

官房長 それでは、お時間が参りましたので、これより法務省行政事業レビューの公開プロセスを開催させていただきます。

私は法務省官房長の黒川でございます。本日の進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。なお、後半のセッションにつきましては、他の用務が入っておりますので、後半の進行役は会計課長に委ねますので、あらかじめお断りしておきます。

まず、開催に当たりまして、盛山法務大臣政務官から挨拶を頂きます。

大臣政務官 法務大臣政務官を拝命しております、盛山正仁と申します。本日は外部有識者の方々におかれましては、お忙しい中、この我々法務省の行政事業レビューの公開プロセスに御出席を賜りまして、本当にありがとうございます。心から御礼申し上げます。

本日は行います公開プロセスでは、外部有識者の皆様方に当省の事業の点検をしていただくことにしておりますが、無駄の削減のみならず、事業の効果をより高めるための見直しを行う大変重要な機会であると私どもは考えております。今回、公開プロセスの対象として二つの事業を取り上げているわけでございますけれども、それぞれの事業の在り方、あるいは予算の執行に関しまして、委員の皆様方から率直な御意見、御提言を頂戴し、今後の予算要求に向けて検討をすべく、また活用をさせていただきたいと存じております。どうぞ本日、何とぞよろしくお願いいたしますと思います。ありがとうございます。

官房長 ありがとうございます。

次に本日御審議いただく外部有識者の委員の方々を御紹介申し上げます。

中央大学法科大学院教授の安念潤司さんでございます。

公認会計士の伊藤大義さんでございます。

上智大学法学部准教授の楠茂樹さんでございます。

産業技術大学院大学教授の瀬戸洋一さんでございます。

慶應義塾大学経済学部教授の土居丈朗さんでございます。

株式会社セブン&アイ・ホールディングス法務部グループ法務シニアオフィサーの中村美華さんでございます。

なお、本日の取りまとめ役については、伊藤委員にお願いすることといたしますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

それでは、審議に入る前に審議の流れについて簡単に御説明いたします。

まず初めに事業の概要等について担当部局から説明があります。次に会計課長から論点等について説明があります。その後、約30分程度御審議いただいた上で、各委員の皆様にはコメントシートに御記入いただき、その集計結果及び取りまとめコメントの案を伊藤委員から発表していただきたいと思います。

最後にこの集計結果及び取りまとめコメント案に基づいて、委員の皆様で御議論いただいた上で、伊藤委員において必要な修正を加えていただき、最終的な評価結果とコメントを公表していただくこととしております。

それでは早速ですが、議事に入らせていただきます。

まず、議題1の「受刑者就労支援体制等の充実」について、審議いたします。矯正局から5分程度で説明をお願いいたします。

矯正局 法務省矯正局でございます。よろしく申し上げます。

「受刑者就労支援体制等の充実」について御説明申し上げます。法務省矯正局は、罪を犯し、刑が確定した者などを収容する刑務所等を所管している部局でございます。資料の4ページのレビューシートを御覧ください。事業の目的ですが、刑務所等を出所した者が安定した社会生活を送り、再犯に陥らないためには就労による生活基盤の安定が大きな役割を果たしております。社会復帰後を見越して、矯正施設内においても、就労に結び付けるための各種取組を実施し、再犯の防止につなげる必要があると考え、事業の概要といたしまして、就職に必要な知識や技術、資格を付与する職業訓練と、就労支援スタッフによる求職活動の指導を実施しております。

予算額は平成25年度予算で5億8,500万円です。平成24年度の実績では、職業訓練受講者数3,248人、就労支援スタッフによる求職活動実施施設数、60施設となっております。

それでは、次に受刑者の就労支援体制の概要を説明します。10ページを御覧ください。

刑事施設は、懲役刑の執行を司るところですが、刑法において、懲役は刑事施設に拘置して、所定の作業を行わせるとされております。平成19年に施行されました刑事収容施設法により、受刑者にはその自覚に訴え、改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適応する能力の育成を図ることが処遇の原則とされ、その実施の内容として、教科指導、改善指導、作業を行うこととされております。

今回のレビューに関するものは、改善指導の中の特別改善指導としての就労支援指導があり、また、この後御説明いたしますが、作業の種類の一つとして、職業訓練があります。

ここでなぜ職業訓練が必要なのかについて申し上げます。平成14年から23年の保護観察対象者の再犯率を見ますと、有職者が7.4パーセント、無職者が36.3パーセントとなっており、ここには5倍の開きがあります。社会復帰後の支援との連携というものは必要でございますが、刑務所の中においても勤労の意欲を高め、職業上、有用な知識、技能を習得させ、出所後の就労につなげる必要があると考えております。

次のページを御覧ください。ここには刑務作業の意義等が書かれておりますが、下の段の刑務作業の種類を御覧ください。刑務作業には四つの種類があります。まず、物品を製作する作業及び労務を提供する作業としての生産作業で、こちらは就業人員約4万3,300人でございます。また、左側の自営作業、これは刑事施設内における炊事、洗濯等の経理作業、建物等の修繕等の営繕作業を行っております。また、右側の社会貢献作業は、社会に貢献することを受刑者が実感することで改善更生や社会復帰に資する作業としております。

今回の職業訓練につきましては、平成25年度計画で63施設32種目5,489人を予定しており、24年度の資格取得数としては5,177人ですが、刑務作業従事者のうち、これは5パーセントを占めるにすぎません。

次のページを御覧ください。こちらにつきましては、職業訓練の概要を示しておりますけれども、訓練生の選定につきましては、上段の二つ目のところですが、1から6までの条件をもって選定しております。例えば職業訓練を受けることを希望していること、また、4番のように受刑態度が良好で、改善更生の意欲が高いと認められることなどです。職業訓練実施施設と職業訓練一覧につきましては、以下のとおりでございます。12ページ、13ページに書いてございます。合計で職業訓練数、32種目、実施庁延べ247庁ということにな

っております。

これらについて、一つ一つ御説明はできませんので、14ページにおいて代表的な職業訓練の実施状況を示しております。例えばホームヘルパー科につきましては、実施庁10庁で有効求人倍率1.6ということで、このような職種は高齢化する日本社会において、将来的にも雇用ニーズが高いものと認められておりまして、女性にも希望者の多い種目でございます。その下のCAD技術科、フォークリフト運転科につきましても、近年多くの産業で導入が期待されているところです。

では15ページを御覧ください。こちらは政府全体としての取組における位置付けを示しております。平成20年12月に犯罪対策閣僚会議で決定されました犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008においては、入所中から出所後まで、一貫した就労支援の実施が求められております。

また、昨年7月に決定されました、再犯防止に向けた総合対策においては、社会における居場所と出番を作るということで、就労の確保について規定されております。その下は受刑者の就労支援体制についての取組について、法務省と厚生労働省、両省の協力支援体制について書いたものです。

16ページを御覧ください。最後になりますが、この効果について2点申し上げます。1点は、再入受刑者における再犯時の有職、無職の状況でございます。再入受刑者のおおむね7割は犯行時に無職であったということで、再犯防止には出所後の就労が大変大切なものであると認められます。

また、中段、職業訓練受講者の再犯状況として、各年度別の出所受刑者が平成24年までにどれぐらい再入してきたかということを示したグラフでございます。平成20年中に出所した受刑者の平成24年中までの再入率は、職業訓練の受講者が22.7パーセントであるのに対し、非受講者は40.6パーセントということで、これは1.8倍となっております。このような結果を踏まえて、矯正局といたしましては、より効果的な職業訓練としていくため、一番下の段にありますように、有効求人倍率の調査や協力雇用主のアンケート調査、その他、関係者を交えた検討会の実施などを行って、雇用ニーズを取り入れた職業訓練を実施してまいりたいと思っております。

また、就職につながる資格取得や職業訓練のカリキュラムに社会常識を付与する講義を導入するなどして、効果的な職業訓練のカリキュラムに取り組んでまいりたいと思っております。

雇用ニーズを反映した新たな職業訓練の実施としましては、社会常識付与講義の実施、小型建設機械科の拡大、フォークリフト運転科の拡大、ビジネススキル科の開設などを検討しております。

最後、17ページにこのような職業訓練を受けた者が、出所後に送ってまいりました手紙を載せております。

法務省矯正局からは以上でございます。

官房長 それでは、この案件の論点等について、会計課長から説明いたします。

会計課長 資料の18ページに論点等整理シートがございます。先ほど御説明がございましたとおり、職業訓練、受刑者に就労に必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させることを目的とするものでありますが、職業訓練の修了者は、これを受講していない人と比べますと、

再犯率が低くなっております。このように職業訓練は、再犯防止に役立つものといえますが、職業訓練受講者は刑務作業に従事する受刑者の約5パーセントにすぎず、この拡大を図ることができないかというのが一つの論点かと考えております。

次に職業訓練の科目選定に当たりましては、近時の社会の雇用ニーズに合うものとするため、先ほど御説明がありましたとおり、有効求人倍率の調査、協力雇用主に対するアンケート等の方策を採っておりますが、更に近時の雇用ニーズに沿った科目の改廃が必要ではないかということも論点かと思っております。

また、現在職業訓練受講者のその後の就労状況についての統一的な情報収集の機能がございません。そのため、職業訓練の一般社会における有用性等について検証する手立てがないという状況でございます。そこで、刑務所出所者等の就労状況について、統一的に情報収集を行って、調査検証体制を確立することができないかという点も論点となるのではないかと考えております。

以上でございます。

官房長 それでは、本件についての御審議をお願いいたします。説明者においては、委員からの御質問等に関しては簡潔明瞭にお答えいただきたいと思います。

それでは、委員の先生方どうぞ、どのような観点でも結構ですので、よろしく願いいたします。

伊藤委員 4ページに、22年度、23年度、24年度の予算の推移がありまして、22年度の場合ですと、執行率が92パーセント、5億900万なのに、23年度の予算が5億6,800万になっている。あるいは同じように、23年度も執行率が95パーセントなのに、24年度は5億6,800万を超える6億6,000万円になっているんですが、一般的な社会から見ると、予算が余っているのであれば、翌年の予算はそれと同額か、特になければ減るのかなと思うんですが、これはどうして各年度、増えているのでしょうか。

矯正局 お答えいたします。これにつきましては、予算が余っているということではございませんで、物品等は入札等で、所要の目的の調達をいたしますと、入札の開差等が生じますので、それについては、やはり目的外のものに使用することなく、不用額という形で計上しているというような事情でございます。

伊藤委員 その開差というのは翌年は無くなるんですか。開差があるとすると、減っているのであれば、翌年は、例えば同じ規模の事業であれば、ステイでも発注できるかなと思うんですけれども。

矯正局 この不用額につきましては、国庫の方にお返しするという形になっておりまして、新しい年度においては、また新しい計画の下で予算を頂いて、行うというような流れになっております。

矯正局 そのほかに、また職業訓練の種目の見直しですとか、人員の見直しですとか、そのようなことを行いまして、また翌年度の要求をしておりますので、必ずしもその前年度に比較して、額の上限というものは、その開差には左右されていないと思っております。

瀬戸委員 論点整理のところ、受刑者の5パーセント程度しか職業訓練を受講されていないと、それから、その前に再犯の率というのが、訓練を受けた場合は22パーセント、受けない場合は40パーセントと高い。この数値の出し方もちょっといろいろ検証が必要だと思うんですが、全般的に見て、効果はあるのではないかなというふうに捉えることができます。

現在5億掛かっていて、5パーセントの受講生、当然人数が増えれば、予算が増えるということなんですが、それがどのぐらい国民に理解されるかというところがポイントだと思うんですが、その11ページの刑務作業の意義というところで、国家の財政への寄与、44億円、受刑者の方が仕事をしたお金を国庫に入庫していると書いてありますけれども、モチベーションとして、彼らが自分自身で働いたお金でそういうリターン、そういう職業訓練ができるような仕組みというものを作る必要があるのではないかと。そうすれば、少なくとも税金を多く投入するのではなくて、自分たちである程度得られた金で自分たちが職業訓練を受けることができると、そういうような仕組み作りというのは、御検討はされていないのでしょうか。

矯正局 先生のおっしゃる趣旨は、本当に受刑者のモチベーションを上げるという意味ではとても大事なことだと思っております。ただ現在、懲役受刑者という者については、刑法の中で作業がその刑の内容そのものという規定がありますので、一般社会のその自由な労働とは本質的に異なるという事情があって、なかなか労働の対価としての賃金という扱いが今のところ難しいということです。

それで、現在のところは額は僅かかもしれませんが、出所時に作業の報奨金という形で受刑者1人当たりの支給額を決めて、その報奨金を渡すということにしております。この作業の報奨金につきましては、作業の内容とか、作業を行っている期間を考慮して、10段階に区分して指定しているということです。法の制限の中でやっているところではありますが、御趣旨に合うように考えて、工夫はしているというところでございます。

瀬戸委員 つまり、44億円を現在教育費用5億円のところに振り分けることはできないかという質問なんですが、簡単に言うと。

矯正局 お答えいたします。これは国の一般会計のいわゆる会計法の、法務省、矯正局に限らず、全省庁の整理の問題であるかと思うんですが、歳入、いわゆる収入として入ったものについては、国庫にまず入れるというような大原則がございまして、得られたものをそのまま使うというようなことが今の会計法令の体系ではちょっと困難だというような事情がございまして。

瀬戸委員 質問は、もちろん国庫に入れるのはいいんですが、それがまず44億、教育費というか、訓練費に戻ってくることはできないんでしょうかという質問です。

矯正局 そこはまた新たに歳出の方で我々の方で、いわゆる予算要求という形で財政当局に説明して、予算を折衝していくということになるかと思っております。

瀬戸委員 そういう動きをされているのでしょうかという質問なんですが。工夫をされていますかという。

矯正局 そうですね。職業訓練の必要性というのは、先ほど申し上げたとおりだと思っておりますので、一気にたくさん増やしていくというところは、いろいろな人的な問題、それから現在の収容状況、そのようなものに左右されるところはありますが、私どもとしては、拡大をお願いしたいと思っておりますし、それから、現在の雇用ニーズに応じた種目の拡大ということも含めて要求したいと思っております。

土居委員 資料の4ページで、平成25年度で、当初予算の金額が5億8,500万円ということになっていると思っておりますけれども、それで、活動実績の当初見込みというのが、この右下にあって、72施設と書かれているわけですが、平成24年度のものに比べて、金額的に

は減っているわけですが、72施設で実施できるという見込みであるということのその対応関係はどういうふうになっているかをお聞かせください。

矯正局 72施設の方は、これは就労支援スタッフの配置を24年度までは60施設だったのですが、これが12施設、やっと全施設に就労支援スタッフを配置することができたことに伴う増でございます。

土居委員 確かにおっしゃったことは分かったんですが、そういたしますと、特に予算を増やさなくても、施設の数が増やすことはできたということだと理解できるわけですが、その工夫は何かなさったんでしょうか。

矯正局 就労支援スタッフの方につきましては、予算の増を頂いておるんですが、一方で職業訓練の方の経費につきましては、若干経費の見直し等を行っておりました関係で、総額としては減になっているという状況でございます。

土居委員 そうすると、もちろんだという訓練をするか次第で単価といたしまししょうか、その訓練に係る費用はそれぞれ異なってくるということであるわけですが、平成24年度と25年度では、行う訓練の数といたしまししょうか、実際にお受けになる方の訓練種目の配分が変わったということが、その対応関係としてはあるということと理解してよろしいでしょうか。

矯正局 そうですね。一部の訓練科目については、見直しをしたり、拡大をしたりして、そこは先ほど申し上げた観点において、改廃をしております。

土居委員 そうすると、特に去年に比べて今年、まだ見込みではありますけれども、訓練種目でより多くお受けになる方が増えたというような種目をもしお分かりでしたら、ちょっと挙げていただけますでしょうか。

矯正局 平成25年度につきましては、フォークリフトの運転科、それから建設躯体工事科の拡大、また、パソコン基本技能の新規開設ということを予定しております。

土居委員 これからということですね。そうすると、平成24年度のときに、こういう言い方は変な言い方かもしれませんが、単価が高かった訓練種目から単価が平均的に見ると低い訓練種目をより多くお受けになるというような方向にシフトして、金銭的だけの話で言えば、そういう対応関係がこの予算の中には入っているということですね。

矯正局 確かに25年度拡大した種目では、かなり多額の経費が掛かるような職業訓練の拡大はしていません。あと、若干一つ、大きく24年度に掛かったものについて、御説明しますと、7ページのところでございますが、中段から下ぐらいにGPS位置管理システムの導入、これは受刑者の外出や構外作業で使うGPSの購入の経費が24年度に掛かったということで、これが購入が済んでおりますので、その分が減になっているという事情もございません。

楠委員 ちょっと質問なんですけれども、12ページに職業訓練の意義というところで三つほど書いてあって、技能の習得とか、訓練、免許の取得と書いてありますが、これはどちらかという、意義というよりも何をやるかという話だと思んですが、先ほどの御説明の中では、出てきた目標というものが再犯の問題が出てきて、職業にきちんと就いた方というのは、率が低いけれども、就かなかった方が高い。それは事実だと思います。ちょっと気になるんですけれども、それ以外の目標というのは、それ以外の目的、あるいは意義というものは、この訓練にはあるんでしょうか。再犯以外の観点はあるわけですか。

矯正局 やはり訓練を通じて、就労していくための意欲をずっと維持するとか、あるいは自分

がどのような仕事について、どういう生活をしていくかということを考えさせるとか、あるいは勤労の訓練を通じて、仕事に就くときの自分なりの生活設計、今後の生活設計を見付けるとか、あとやはり大きいのは、この職業訓練の中で社会に出て、どういう生活をしていくのかということを他の就労支援の指導なども通じて、一緒に合わせて受刑者自身に考えさせていくというところに大きな意義があると思っております。

楠委員 もし、目標に幾つか複数のものがあるならば、その目標ごとに効果がどうだったんだろうかということを考えていく必要があると思うんですね。今のお話だと、最初は再犯の話がされていたので、再犯についてちょっとお聞きしますけれども、もちろん勤労意欲があって、資格を取りたいと、復帰したいという方に対してきちんとしたケアをすることで、その分の再犯というものは少なくなる。これは事実だと思うんですね。ただ、本当に再犯だけを考えてときに、一番効果のあるターゲットかというところ、そうではないのかなという見方もできると思うんですよ。つまり、手を挙げない方っていらっしゃるんですね。手を挙げない方というのは、結局、社会に出られた後に、そういった資格を持たれないで、どうするかというところ、結局職に就かない、それで再犯してしまうということで、その率が高い方というのは、そもそもどこにいるかというところ、そもそも将来、そういった希望を出さない方という見方もできると思うんですね。そういった方々に対してはどのような対応をされているのか、ちょっとお聞かせいただけますか。

矯正局 受刑者に対しましては、刑務所の中で様々な働き掛けを行っております、それはやはり対象者ごとに目的と内容が違っております。例えば、高齢者とか、障害や疾病のあるような人について、就労という選択肢にその可能性が乏しい方には、福祉へのつなぎの働き掛けというところに重点を置きますし、それから、暴力団関係者には、その離脱の指導というところに重点を置いていきますし、働く意欲が乏しい者については、まず作業を通じて、その勤労に対する意欲の醸成ということについてやっていきます。

ですので、職業訓練というのは、限られた予算内での受講可能人員ですので、選定基準の中で、やはり職業訓練を受けて、就労する意欲とか、能力のある人に限定した方が、その者が職を得て、社会で再犯をしないというところに目標を置いておりますので、意欲と、それから能力のある者に現在のところは限定して、選定して行っていると。国費を使用して訓練を行いますものですから、意欲のない者ですとか、修了の見込みがない者を受講させることは、必ずしも効率的ではないかなと思っております、今はそのような考え方の下にこの運用をしております。

安念委員 今の御説明だと、私は逆なのではないかという気がするんですが、つまり、意欲があって就労するつもりがある人は、元々再犯のリスクが低い、ローリスクグループではなかろうかと推定される。そうすると、そういう人たちは、若しくは再犯の防止ということが目標であるならば、個人個人の福祉が目標となるならば、私はそれで十分可能だと思うけれども、一種の社会防衛の観点に立って、再犯率を低くするのであれば、意欲のある人はむしろローリスクグループなんだから、放っておくと。少ない資源はハイリスクグループの方に配分するという方が、より効率的な資源配分にはなりませんか。

矯正局 ええ。そのような考え方もあるかと思えますけれども、職業訓練の対象者というのは、どちらかといえば、犯罪傾向の進んでいない人、このような人が社会に出たときに、自らの職がないからお金が得られず、住む場所もなく、そしてまた犯罪に至ってしまう。それを防

ぐための訓練だと思っております。ですので、社会で就労が可能で、これを継続していけば、再犯をしないで済むような人を職業訓練の対象者として、そのように犯罪傾向が進んでいて、ハイリスクの人というのは、まず、犯罪傾向の除去、そちらの方に重点を置いて、刑務所の中では指導しているということが今の限られた範囲内での対応でございます。

安念委員 直感的には分かるんですけども、それが学問的な基礎をもって十分に説明されているとは私は思えないんです。例えば16ページを御覧いただくと、再入（さいにゅう）と読むんですか、この「再び入る」というのは。再入ね。再入受刑者のおおむね7割は犯行時無職者であったと。それから次の四角には、職業訓練非受講者の再犯率は受講者の約1.8倍であった。それから、分析について。これは直感的には、確かに職業を持っていると再犯率が低くなりそうである。職業を持つには、職業就労支援をした方がよさそうであるということ、直感的には語っているけれども、しかし、様々な因子があるわけだから、本当にそうであるかどうかは分かりませんよね。つまり、元々再犯する可能性の低い、何か人間の素質としても、周辺環境としても低い人間が就労支援に応じて就職する傾向にあるのであれば、これは因果関係が逆だということになりますよね。つまり、言いたいことは何かというと、つまり、先ほども申し上げたけれども、資源配分としては、ローリスクグループに働き掛けることによって、本来ならば同じ金をハイリスクグループの方に振り分けた方が、より社会全体としては再犯率が低くなるのに、そうしていないのではないかという仮説をまずは棄却しなければならない。それができていないと僕には思えるんですが。

矯正局 はい。やはり私どもとしては、再犯の可能性をできるだけ少なくするためには、まずローリスクの人が絶対に再犯してこないというところに働き掛け……

安念委員 なぜですか。

矯正局 予算の限度がなければ、それはもちろんハイリスクの人にもそのような職業訓練を受講させて、更に対応していくということではできるとは思いますけれども、先生のおっしゃる犯罪傾向とかが例えば進んでいない者についてのみ、職業訓練の受講の有無によって再入率に差が認められるかどうかというところは、実はちょっと見てみたんですけども、ある程度犯罪傾向の進んでいない者たちの中で見ても、非受講者の再入率と受講者の再入率というのは、有意に差があると思っておりますので、限られた予算については、まず確実にその職業訓練を終えて、資格を取得して、それをもって社会で就労できる、そういう対象者の方に振り分けてやっています。

ただ、もちろんハイリスクの人についても、職業訓練は受講しないにしても、就労支援指導やその他のもので就職ができるようにという働き掛けはやっておりますし、その幅も拡大してきております。少しずつなんですけれども。

安念委員 分かった、分かった。僕もセンチメンタルには、矯正局さんのおっしゃるとおりだと思っているし、心の中ではとてもサポーターなんです。しかも、掛かっている金は大したことないし、これでやれるなら、それは結構なことだと思うんですが、我々、塀の外に今のところはいる納税者からすれば、いい子がよりよくなっていく必要はないんです。要するに全体としてオーバーオールで再犯率が低くなればいいのであって、そのためのベストミックスはどうかということになると、十分な説明はできていないと思います。だからといってこの仕事を全部やめろというコメントシートを書くつもりはありませんから、御安心ください。

矯正局 ありがとうございます。

安念委員 この点は、僕自身はもう結構です。

中村委員 16ページのところと後の論点のところでも申し上げますと、検証のところなんですけれども、16ページで申し上げると、協力雇用主等のアンケート調査を行っている。あるいは、有効求人倍率調査等を行っているということなんですけれども、現状で17ページの方で、職業訓練受講者が就職につながった実績というところで、2例挙がっているに過ぎないというところを拝見をしますと、もう少し、この今の御指摘にもつながるのですが、この職業訓練の今回、今年の予算うんぬんというところではなくて、将来に向けて、どういうふうに配分していくかということを考える上では、もう実際にやった結果としてどうだったかと、実際に就職ができたのかどうか、あるいはそれが、一旦就職をしても、継続ができたのかどうかというようなことを、そういうことをやってくれるのかどうか分かりませんが。例えば出所をされた方に1箇月後、あるいは1年後で、例えば3回ぐらいアンケートというか、その葉書を返していただくとかいうようなことで、フォローといいますか、事後の調査というのをやっていただければいいかなと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

矯正局 私どももせっかく取った職業訓練の資格が、社会で活用されているかどうかということは検証する必要があると思っております。なかなかその出所後の情報収集が、個人情報等の観点から難しい面もあって、制約もあるんですけれども、例えば職業訓練の受講を認める際に、社会復帰後、就労した場合は報告しなさいとか、あるいは保護観察中、仮釈放の者であれば、保護観察後に就職がどうなったかというような情報を得る仕組みができないかということを検討してまいりたいと思っております。

官房長 委員の先生方、御協議継続で結構なんですけど、コメントシートの記入をそろそろ始めていただければと。

どうぞ。

瀬戸委員 細かいところなんですけど、6ページ、7ページで、資金の流れのところがよく分からないところがあるんですが、例えばCとかEというのは、2億円余りの使途が分からなくなっているんですが、これはどうして大口の金額の使途が明記されていないのでしょうか。6ページ、7ページ目です。例えばC、2億7,000万ほど、それからEは2億2,000万ほどありますけれども、実際に物品購入は700万とか、システムの購入、4,500万としか書いていない。大口のところは明確ではないんですが、これはどうしてなんだろうかという質問です。

矯正局 お答えします。次の8ページのところを御覧いただけると思うんですが、基本的には、例えばCでありますと、GPSが一番でございますが、あとはそれ以外、2以降は、いわゆる就労支援スタッフの方々の個人にお支払いしているという金額がずっと続くというような。

瀬戸委員 細かい同じ金額が続くと。

矯正局 さようでございます。

瀬戸委員 Eは、Eも細かい金額が。

矯正局 Eも細かい金額が続くような形になります。

伊藤委員 よろしいですか。今の関係のDなんですけど、これは3,700万だと思えますけれども、この先がゼロになっていまして、恐らく100万以下だからゼロだろうと思うんですが、趣旨はそういう意味では、ゼロというのを書いてくれという意味ではなくて、きっとほ

かのものは0. 何とかと書かれている部署もございますし、もし小さいのであれば、幾らぐらいのが何十人と、50人というのが付記されれば、我々も分かるのかなと思う。

矯正局 そのとおりでございます。

伊藤委員 一つ確認なんです、今、他の委員の方がおっしゃったことと同じことなんです、12ページの訓練生の選定のときの確認ですが、これは希望していることが前提ですか。希望していない人たちにはやらないと。

矯正局 そうですね。意欲があって希望している人が前提でございます。

伊藤委員 そうすると、私も他の先生と同じように、全員の更生意欲を高めるために、原則として全ての者に教育をすると。職業訓練をするかどうかは別にして、そういうアプローチは必要だなと思います。

矯正局 そうですね。ありがとうございます。

安念委員 先ほどのやや理論的なことは離れて、もうちょっとプラクティカルな話でいくと、12ページから13ページに種目というか、科目が列挙されているんですが、率直な印象としては、ちょっと古くないですかねという気はするんだな。それで、確かに刑余者というか、刑務所から出てきた人はなかなか社会的な信用がすぐに付くわけではないから、手に職を付けるという考え方は私、よく分かるんですけども、それにしても、何か高度成長時代の種目ではないでしょうか。何を言いたいかという、やはりなかなか刑務所の中にいる人、長い人って、受刑者という意味ではなくて、官庁の人というのは、世の中に実際にどういうニーズがあるかってよく分からないので、この種目やウエートの付け方の見直しというものを適時やっていかなければいけないんだけど、その見直し体制をどうしておられるのかということと、それから、実際に教育訓練に当たる人は誰なのか、現に当たる人は誰なのか、でも、私の感覚ではやっぱり民間に投げた方がいいと思うんですが、その体制はどうなっていますか。

矯正局 まず、種目の改廃の体制ですけれども、平成23年度には協力雇用主などにアンケート調査をしたり、それから、有効求人倍率を見たり、それから、各管区単位ごとに関係者を集めて意見を聞いたりした結果、やはり一番専門的知識として持ってもらいたいというのは、建設や土木関係、あるいは電気工事や溶接というものができておりますが、資格の取得としては、やはりパソコンと、それからフォークリフト運転などがあります。

それ以上に求められているものとして、やはり社会人としての一般常識ですとか、マナーですとか、言葉遣いとか、勤務態度とか、そのようなものについてきちんと指導した上で出所させてほしいという要望が非常に強かったので、具体的には先ほど申しましたような種目の改廃と、それから、社会的な常識を付与するような講義というものを最近増やしてきております。

それから、訓練を受けない者についての教育ということについても、工場の担当者が日々の作業を通じて指導しようという体制になってきております。

それから、人員の問題ですけれども、まず作業の担当、刑務作業を担当する、作業の技官がこの指導に当たっていますけれども、最新の技術を導入したり、それから訓練をやるときには、やはり民間の方に現在もお願いしていますし、恐らく今後もそのような方向になるのではないかと考えております。

土居委員 確かに私も建設系に偏っているという感じがあって、もちろんニーズが今あるとい

うことであれば分かるんですが、若い受刑者だと、これから職業人生、30年、40年続けていくということになると、社会情勢の変化があつて、これから私が思うには、人口減少の時代ですから、それほど建設事業がどんどんたくさん、民間でも公共事業でも出てくるということでは必ずしもないような世の中であるということを考えて、今、目先、建設や土木の方でニーズがあるといつても、長い目で見たとときに本当にそれでいいのかというところはやっぱりあると思うんですね。だから、もう少し事務系の訓練種目を増やすということをしていくとか、更にはもちろん協力事業者でないと、なかなか容易に就職できないということはあるのかもしれませんが、もう少し社会情勢の変化、産業構造の変化をにらんで、どういう訓練科目を設ければいいかということ長い目で見て、検討していただくということは、私は必要ではないかなと思うんですけども、それからもう一点、これは事前勉強会のときにちょっとお伺いしたことですけれども、あえて公開プロセスのこの場でもう一回お伺いしたいんですが、この訓練種目を設けてはいるけれども、もう定員一杯、もう必ずどこの実施庁でも希望する人があふれていて、もう満員で、これ以上、本当は受けたいけれども、お受けできないということになっているのか、それとも、まだ受けられる余裕があるというものも、幾つかのところであるということなのかという状況をお聞かせください。

矯正局 種目につきましては、やはりコンピューター系とか、事務系の仕事は、先生のおっしゃるとおり、今後必要だと思つて、私どももそのようにしていきたいと思つております。

それから、充足率の低い訓練科目というのでも確かにございます。これは受刑者の希望がだんだんなくなってきたもの、それからもう一つは例えば危険を伴う機械を操作するようなものについては、受刑態度の悪い者はやはり除外せざるを得ないというような事情で、最初からもう除外していたり、途中で除外させたりということで、必ずしも充足していないものもあります。希望が少なかったり、社会のニーズが少ないと思われるものについては、改廃ということも考えていかなければいけないと思つております。

楠委員 熟議型でいるわけですから、何らかのコメントを、委員からのコメントもあった方がいいと思うんですけども、こういうメニューをどうするかという問題というのはなかなか難しく、皆さんがなりたがる職業に対して、刑務所の中で支援していきましようとなると、外で頑張っている方というのは、こつこつ頑張っているんだけど、なかなか支援がないといったことの問題も出てくると思うんですね。なかなかそこが難しく、予算を付けるときも、どうしてもやはり再犯というところに行ってしまう。なかなか社会復帰のところにお金を掛けにくいというのはやっぱりあると思うんですね。だけれども、その難しさをどうやって克服するかという問題、これは考えていかなければいけないので、それほど簡単な問題ではないなという直感を持っています。

あともう一つ、具体的なメニューですけれども、例えば先ほど先生、建設の話をされましたけれども、よく人が余っていると言いますけれども、技術者は足りないとも言つておられますね。人は多い。たくさんの方が集まっているんだけど、本当に技術を持っている人は少ないのではないかという指摘も結構あつて、そういったところにもニーズがある。

だから、この項目だけ見るのではなくて、やはり中を見ていかなければいけない。中を見ていって、本当にどこにニーズがあるのか、それで、事務系のニーズとか、コンピューターのニーズもそうだと思うんですけども、表面的な項目だけではなくて、内実というものもきちんと見ていく必要があるのかなとは思っています。私の個人的な情報の問題ですけれど

も。

瀬戸委員 今、メニューという話が出ましたけれども、こういうメニュー作りには、例えば厚生労働省なんかの職業訓練学校みたいなどころといろいろ連携して決めているのでしょうか。見るとかなり、情報系のところも、手に職を付けるような、J A V Aだとか、そういう科目が入っていて、先生が先ほど言ったように、技術者は多いけれども、本当に必要な技術者というのはなかなか不足しているということで、そういうところを連携すると、世の中の状況というのはより分かりやすいのではないかなと思いますけれども、連携はされているのでしょうか。

矯正局 今も連携はしておりますが、ますます必要などころだと思っております。

安念委員 ちょっと包括的な印象のようになって申し訳ないんだけど、僕はこの仕事は直感的には役人がやっている仕事の中ではまれなぐらいいい仕事だと思ってるんですよ。大変結構で、予算規模をもうちょっと増やさないと、やはり洗練されたプログラムは立てられない。やはりはっきり言って、何かやり口がやぼだなという感じはするんですよ。もうちょっとおしゃれなやり方があるのではなかろうかと。つまり、何かやはり、先ほども言ったように、中身を見なければ分からないんだけど、結局、旋盤おじさんが出てくるのではないかなという、そういう感覚で、職業訓練校と非常によく似ている。職業訓練校というのは、もう完全にアウトデイツッドなんですよ。旋盤おじさんがずっと30年間旋盤をやっていると放さないから、そういうふうになってしまっているのを、ちょっとそういう臭いを感じるの、これは事実です。それは結局、やはり民間の知恵を借りなければならないんです、いつもマーケットと接しているんだから。そこをもう少し洗練させると、僕は非常にいい仕事にますますなっていくだろうと思います。

もう一つは、再犯防止に何も目標を固定する必要は全然ないのであって、例えば再犯したとしますよ。でも、一時的でも社会復帰をすること自体が社会的な価値なんです。これはもう本人にとってだけなんですけれども、外部性もあることなので、社会復帰そのものもいいことである。仮に再犯をしたとしてもです。だから、再犯防止だけで成果を測らない方が僕はいいと思います。

官房長 ほかに御意見、御指摘、よろしいでしょうか。

伊藤委員 それでは集計が終わりましたので、結果を発表します。事業全体の抜本的改善はゼロでございます。皆さん全員が事業内容の改善6票、それから現状どおりがゼロでございます。事業内容の改善の中の主なものというのを、今、事務局の方で選んでもらっていますが、私のが選ばれておりませんが、一つは、職業訓練の効果の調査方法を検討して、再犯防止に効果があるとの検証を実施していくべきであるというのが一つ、二つ目が、職業訓練の種目が建設関連に偏っている傾向があるなど、今後、社会のニーズに合ったものに変更していくべきである。三つ目が、目標設定を更に明確にすべきである。目標設定は、今の案は、皆さんの御意見はこうなんです、これについて、また議論していただければと思います。何か御意見ございますか。すみません、目標設定を更に明確にすべきと御意見を頂いた方は、これは具体的にどういうことでございましたか。

土居委員 今、議論がありましたように、再犯防止を目的にするべきなのか、それとも、もう少し幅広く受刑者が社会復帰するということ、どういう形で社会復帰するというのが望ましいかということ、職業訓練をするということでもって、よりよい社会復帰ができ

るということにするというべきなのか、そのあたりが、仮に再犯防止ということだとすると、安念先生がおっしゃったように、ハイリスクの人たちに対する働き掛けは今のところはこの仕組みではしていないということなので、微妙に狙いと実施していることが合っている部分はあるけれども、食い違っているところもあるということであると。もし今実施していることをベースに、よりそれを的確な目標といいたしましょうか、実現可能な目標といいたしましょうか、そういうものにするのであれば、むしろ、あまり再犯をしない方に対して、よりよい形で社会復帰してもらってという話になってくるだろうと。そこをもう少し明確に、どっちにするかということまでは言わないまでも、もう少しはっきりさせた方がいいのではないかという意味です。

伊藤委員 そのほか何か御意見ございますか。

よろしいですか。そうしますと、まとめさせていただきますと、基本的には職業訓練のやり方についての意見について、事業内容の改善が必要ではないかという御意見です。その場合には、職業訓練の種目が今後、社会のニーズに合ったものに変更していくべきであるという御意見と同時に、訓練の効果の調査方法を検討して、それが効果的なものかどうかを検証する必要があるのではないかと。あわせて、再犯防止か否かという目標設定について、更に検討する、更に明確にすべきではないかと、そういう三つの御意見だと思います。

官房長 ありがとうございます。ただいま伊藤委員から御発表いただきましたとおり、評価結果につきましては、事業内容の改善ということで、私ども、承らせていただきます。委員のコメントを踏まえまして、矯正局においては、概算要求に当たって議論の内容を適切に反映して、事業の見直しを進めていただきたいと思います。受刑者就労支援体制等の充実の審議はこれで終了といたします。まずはありがとうございます。

(説明者入替え)

会計課長 それではよろしゅうございますでしょうか。

それでは、議題2の「全国的視点に立った人権啓発活動の実施」について、審議いたしたいと存じます。なお、官房長は所用のため出席することができませんので、ここからは会計課長の私が進行役を務めさせていただきます。

それでは、まず人権擁護局から大体5分程度で御説明をお願いいたします。

人権擁護局 それでは、人権擁護局、総務課長の瀬戸から説明をさせていただきます。

まず、資料の24ページをお開けください。ここに法務省の人権擁護機関の活動というものを紹介しております。法務省の人権擁護機関と申しますのは、人権擁護局、それからその支分部局である法務局、地方法務局の職員、それに加えて、民間のボランティアである人権擁護委員という方、この官と民と併せて人権擁護機関と呼んでおります。この法務省の人権擁護機関で行っております活動は、ここに書いてある主なものは三つということになります。

一つ目がいじめや体罰、DVなど、いわゆる人権に関わる問題について相談に応じるという人権相談、それから、人権を侵害されたという被害の申し出を受けて、それを調査し、人権侵害があった場合に適切な措置を採るといって人権侵害事件の調査救済、それから、人権啓発というものがあります。本日、御議論を頂くのは、この人権啓発の分野でございますが、この人権啓発には、三つございます。一つが、法務省の人権擁護機関が直接行っている事業、

それからもう一つが、公益財団法人に委託して行っている事業、そして三つ目といたしまして、地方自治体に委託して行っております事業、この三つがございますが、本日御議論頂くのは、このうち直轄事業と呼ばれているものでございます。

その主な内容は25ページに記載させていただいております。ここでは全国の中学生に人権に関する作文を書いてもらうという、全国中学生人権作文コンテスト、それから、人権週間、毎年12月10日を人権デーと国連で定めておりますので、それを記念いたしまして、その直前1週間を人権週間と定めて、各種啓発イベントを行っているもの。それから、主に小学生を対象にいじめなどについて、関心を持って、かつ理解をしてもらう、そこに人権擁護委員や法務局の職員が外向いて、それらを教えるという人権教室、このようなものを行っております。それ以外にも、各種ポスターやリーフレットなどを用いまして、啓発活動を行っているところでございます。

それでは、戻っていただきまして、19ページにレビューシートがございますので、更に説明を続けさせていただきます。今回の事業名、「全国的視点に立った人権啓発活動の実施」というもので、先ほどから申し上げております、直轄事業についてであります。

事業概要というところがありますが、そのときどきに応じた人権課題を取り上げて、国が中心となって、多様な媒体を用いて、人権啓発活動を実施しております。具体的には、全国中学生人権作文コンテスト、講演会、シンポジウム等を開催しております。これに関する成果目標及び成果実績でございますが、これは啓発という性質上、なかなか人の心にどの程度のもので芽生えたのかというのは、測ることが難しいということで、定量的な成果目標というものは掲げておりません。他方、活動指針及び活動実績といたしましては、我々のこういう啓発活動に対して、国民の側からどの程度の反応があるだろうかという視点で、二つ掲げさせていただきました。

一つ目が、実際に中学生に作文を書いていただいておりますので、その書いた作文の応募数というものを示しております。平成24年度は、93万通ということで、これは全国の中学生の4分の1以上という数字になります。もう一つは、パソコンや携帯電話、スマートフォンなどにバナー広告というのをを出しております、これは見た者がクリックをすると、それが計算されるとなっておりますので、そのクリック数、インプレッション数、インプレッションは表示されたということになります、それらの数が把握できますので、それについても、ここで指標及び実績として掲げさせていただきました。

真ん中に戻りますが、平成25年度予算としては、3億5,200万円となっております。

続きまして、21ページを御覧いただきたいと思っております。21ページに今申し上げました、総額3億5,000万円について、どのような用途になっているかを示しております。左側のAと書いてあるところですが、これは法務本省において、支出をした金額でございまして、総額で1億5,000万円となります。

右側のBとありますが、これが法務局、地方法務局に渡して、支分部局において使用された金額でございまして、これが総額約2億円となっております。これらの内訳を記載しましたのが、23ページになります。法務本省で用いておりますのが、一番上のAというところでございますけれども、一番上は電車内ビジョン放映等というもので、支出総額は約3,900万円、次に全国地方新聞社連合会に対する新聞広告掲載料ということで、これが3,500万円、これは先ほど申し上げました、全国作文コンテストについての地方版での掲載

の費用でございます。それから、北朝鮮などの人権問題についての車内広告等でありまして、車内広告経費等、これが900万円となっております。

次に真ん中の段のCと書いてあるところでございますが、一番上は、東日本電信電話株式会社に対する電話料、これは法務本省で一括して契約しまして、支払いを各法務局等で行っているというものでございます。したがって、Cで書いておりますのは、全ての法務局、地方法務局、50局の総額ということになります。

二つ目は、ウォークバルーン専用バッテリー等の購入費というものでございます。このウォークバルーンといいますのは、中に人が入る、風船型の人形でございます。啓発イベントなど、あるいは人権教室などで用いられているものでございます。その際のバッテリー等の購入費用でございます。

三つ目は、これは啓発物品の購入費でございます。以下にも、啓発物品の購入が幾つか出てまいりますが、これが大体総額200万円ぐらいとなっております。このような形で支出がなされているということで、これらの支出に関して本日御議論いただければと思っております。

私からは以上でございます。

会計課長 それでは、本案件の論点等でございますけれども、資料の26ページに論点等整理シートがございます。今説明にありましたとおり、当省では様々な人権啓発活動を実施しておりますが、それぞれの施策が個々に実施されている状況でございます。そこで、より効率的な予算執行という観点から、例えば複数ある施策の啓発ポスター、リーフレット等のより効率的な調達方法、全国中学生人権作文コンテストの作品について、より多くの国民に認識していただくための方策、身近で役立つ啓発物品をより多くの国民に配布するための効率的な調達方法などを検討する必要があるのではないかというのが考えられる論点でございます。

それでは、本件についての御審議をお願いしたいと思いますので、どの委員からでも結構でございますので、御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

瀬戸委員。

瀬戸委員 法務省の事業としては、非常に重要な事業だと認識しております。ちょっとこれはなかなか難しいのは、どのような戦略でやって、どのような効果を達成するかということだと思いますが、今回の事業というのは3億なんです。御担当部署では、自分たちが戦略的に思っている人権の活動として、直轄活動として、幾らぐらい本当には必要で、どのような事業が必要で、今回は3億だから、それが部分的にできていないのか、あるいはもう3億で十分なのか、本来の姿というのはどういうところに置いているのか、ちょっとお聞かせ願いたいのです。3億だからこの程度やっているのか、実はもっとビジョンがあって、ここまでやりたいんだけど、3億円で済ませているのか、ちょっとその辺のところをお聞かせ願いたいのですけれども。

人権擁護局 我々、人権課題というのは非常にたくさんございまして、年間の強調事項として17項目を挙げております。これは全てについて同じだけの力を入れるというのは、実際上は不可能でございますので、どうしても最近話題となっている、例えばいじめ、体罰、それから、DVなどを今中心的に力を入れてやっているというところでございます。

それから、我々で部署として非常に定員が少ないという事情もございまして、今、どちらかという、今ある金額で一生懸命やって、ちょうどいいか、もう少しは増やしてほしい

というぐらいなので、例えば今の金額を2倍にしてもらったときに、体制としても難しいなというのは正直思っておりますので、今の金額ぐらいが適正ではないかと、正直、思っているところでございます。

会計課長 あとはいかがでございましょうか。

では、伊藤委員、お願いいたします。

伊藤委員 20ページの事業所管部局における点検の評価で国費投入の必要性というのの一番最後の枠が、「－（バー）」になっているんです。優先度の高い事業となっているかということで、「－（バー）」というのは高くないとお考えなのか、難しいところだとは思いますが、すけれども、評価が「○（マル）」でない何か理由という、「○（マル）」でないのに、実施されている理由というのはいくつかありますか。

人権擁護局 これは正に、どういうものを一番の評価の対象とするかというのがなかなか設定しにくいということで、個々の啓発ごとにやっておりますので、相対として、では全部の中でどれが一番中心だというようなことは出しづらいというのが正直なところでございます。

伊藤委員 国費投入の必要性の優先度が高いという、高くないのであれば、あまり本質的な議論ではないのですが、高くなければ要らないような気がしますがすけれども、そう言われるのではないかと思いますけれども。

人権擁護局 もちろん高くはないというつもりは毛頭ないですけれども、我々としては、啓発活動としては、これしかないというところなので、そういう意味では比較するものもないということにはなろうかと思いますけれども。

伊藤委員 ではもう一ついいですか。楠先生が事前勉強会で質問されていまして、人権教育と人権啓発の問題があります。私も前からずっと、よく割り切れない話があるんですが、いずれにしても、このペーパーを拝見すると、普及させるための教育と、それから広報その他の啓発という目的が違うというのはよく分かるんですが、いずれにしても、働き掛ける相手は同じ人間だし、それから、目標達成、最終目標は人格が尊重される社会の実現に寄与するということからしますと、私はもうちょっと、教育と啓発というのを密接に連携をとってやるべきではないかと。先日、事前の勉強のときにビデオを拝見しましたがけれども、あれをもっと頻繁に、実は私たちは子どもの頃、ああいう教育を受けたことがない。私は戦後生まれですが、全くないんですね。そういう面では、文部科学省と法務省の差はあるんでしょうけれども、縦割り行政とよく言われます。それはやっぱり少しずつ連携ができるところは、密接な連携をして、教育の中に取り込んでいく、そういうのが必要ではないかと思うんですけれども、それについてはいかがですか。

人権擁護局 今、我々が学校でやっている事業の一つとして、SOSミニレターといって、いじめなんかを受けたときに気軽に相談できるようにということで、全小学生、全中学生、およそ1,000万以上の手紙を全生徒に配布しているわけですが、こういう手紙を配布するときは、その意義をきちんと各学校の生徒さんに教えてくださいますということを文部科学省に依頼して、文部科学省からその旨の通知も出していただいております。これは毎年やっております。

それから、昨年度、いじめの問題が非常に注目を浴びまして、より学校との連携を強めようということで、今年4月2日でございますけれども、文部科学省と法務省でそれぞれ通知を出しまして、学校現場における、例えば教員の研修であるとか、授業などで法務局とも

つと連携をしてやるようにというものを outsourcing させていただきました。したがって、こういうものを使って今まで以上に学校現場との連携はできるようになるのではないかと考えているところでございます。

伊藤委員 その通知は分かるんですが、実際にどのくらいの頻度で、各学校がやったという手応えはありますか。

人権擁護局 数字はあります。地方によって違うんですけども、一番多いのは鹿児島県で年間1,000回というのをやっているというのがございます。

伊藤委員 県における延べの実施校数ですか。県における、鹿児島県における延べの実施校数。

人権擁護局 そういうことでございます。主に人権擁護委員の先生にやっていますので、その人権擁護委員の先生のマンパワーにもよるところがありますし、あとは人権擁護委員の先生がどこをまず重点的にやるかというのもあるんですけども、一番多いところで鹿児島の1,200件ですか。

伊藤委員 一番少ないところはどこですか。

人権擁護局 一番少ないところだと、函館が22回ということになっております。

伊藤委員 分かりました。

会計課長 土居委員、お願いいたします。

土居委員 今の関連ですが、それは今年から取り組まれたことですか、それとも。

人権擁護局 人権教室ですか。人権教室はもうずっと昔からやっております。

土居委員 ではなくて、今の学校と連携してという、その件数を挙げられましたけれども、その件数、挙げた件数と言っている、その取組というのは、いつからされたものですか。

人権擁護局 人権教室自体はもう随分昔から。

土居委員 ということは、先ほど説明されたのと何か若干食い違っているような気がするんです。つまり、今年4月に文部科学省を通じてなされたという話をされているながら、今挙げた件数というのはもう長年人権教育でやっているという話だから、新しくもっと連携を深めていくという話と、そもそも長年にわたりやってきたという話とは違う話ですよ、そもそも。

人権擁護局 人権教室では長年やってきましたけれども、もちろん全ての小学校でできているわけではございません。一部の小学校になりますので、それをもうちょっとほかのところにも広げていきたいということで、全学校に通知を出していただいているということになります。

土居委員 そちらの方の手応えはどうなんですか。私はその話が聞けるとして、1,000件とかあったのが、その手応えが早くも出ているのかなというふうに、一見するとお答えになっているのと勘違いしたんですが。

人権擁護局 すみません。実際に学校側からこういう通知が出ただけけれども、一緒にやってもらえるんですかということで、法務局に問い合わせが来ているということもございまして、それから、今まで人権擁護委員の先生が学校に行っても、何で皆さん来るんですかと言われることも多々あったと。そういう場合に、いや、きちんとこういう通知も出て、一緒にやろうとなっていますから、是非一緒にやってくださいということで、その道具として使えるなど、そういう意味では目に見えてきていると思いますが、ただ、通知自体はこの4月ですから、恐らく今年度の実績の中で、そういう具体的な話をもっと聞けるのではないかと考えております。

土居委員 分かりました。それならば、前の長年やっていらっしゃる人権教室の話に戻したいと思いますが、こちらの方は、鹿児島では熱心だというお話は承りましたが、それは傾向として、長年の経年変化の傾向として、割と熱心な地域はずっと熱心で、あまり件数が多くない地域はずっと少ないという傾向があるのか、それとも、年によって多くなったり、少なくなったりするということがあるのかという点についてはいかがでしょうか。

人権擁護局 全体的な傾向として、やはり多いところは多いということになります。というのは、やはりやってよかったというところは来年も来てくださいという形になりますし、人権擁護委員と学校との個人的な結び付きが随分できている、それに対して少ないところというのは、前より新規開拓をしていかないといけないので、それがなかなかできていないというところがございます。したがって、先ほどの通知などは、その新規開拓をするという意味では有効な手段になると思っております。

土居委員 分かりました。そうすると、長年にわたりやっていらっしゃるところは、それはそれとして評価できるけれども、やはり熱心でない地域はずっと熱心でないまま残されているというところは、やはりてこ入れが不十分というか、連携が不十分というか、そこでなぜ今までもう少し早くにそういう必ずしも件数が多くない、ないしは学校教育の現場にもっと働き掛けをしたいけれども、浸透が弱いところにもう少し力を入れて、重点的にその浸透を図っていくとかということをやさなかったのかということについては、私は一つ、不十分さを感じるということです。ちょっといじわるな言い方をすれば、毎年やっているんだからと、熱心なところは、どうぞ、どうぞ、やってくださいと。不熱心なところは仕方がないですねというような感じで、若干ルーティンワーク化しているような、そんなような印象を私自身は説明を受けて印象を持ったというところですけども、その点はいかがでしょう。

人権擁護局 これは実際、人権擁護委員の先生の話をお聞きすると、なかなか学校に入れないという話は聞いていましたので、それを何とかしなければいけないということは法務省で考えておりました。ちょうどその頃にいじめの案件があったので、一緒の通知を出しましょうという話にもなったので、ではせっかく出すんだったら、先ほど言った人権教室だけではなくて、我々はポスターなんかもありますので、それもきちんと貼ってほしいと。それから、実際にいじめがあったときには調査活動もやっていますので、その調査についてもきちんと対応してほしいという、一つのきっかけにほかのものも含めて一緒に通知に入れてくださいという申し入れをして、今回それが実現しましたので、そういう意味では、今までやり方が足りなかったと言われれば、恐らくそのとおりだと思いますけれども、少しは前進はしたのではないかと考えております。

土居委員 そういう意味では、やはり私の印象で言うと、いじめの問題は、それこそ去年、今年の問題ではなくて、もうそれ以前からもずっと深刻な問題としてあって、どうしてももう少し、前から取り組んでいなかったのかなと今のお話をお伺いして思った次第です。

会計課長 楠委員、お願いいたします。

楠委員 事業名が「全国的視点に立った人権啓発活動」、これは一般論としては非常に大事な話だと思っています。ただ、やはり定量的なものが出ないとか、なかなか数値が出せないとかいうことで、検証がしにくいという御指摘でしたけれども、かといって、では前に続けてきたものをそのまま続けるのがいいのかということ、それはそれでまた見直していくべき必要

があるのではないかと思うんですよね。お聞きしたいのが、こういったいろいろなメニューを続けられてきましたけれども、例えばこういうふうなことをやったらどうだろうとか、こういうふうなところはやめてみて、他の事業の方が効率がいいのではないとかいった議論というのは、今までどういうふうな議論をされてきたんでしょうか。

人権擁護局 例えば、先ほどちょっとインターネットバナー広告という話をしましたが、あれはやはり最近の子どもは、例えばテレビを見なくなっているから、テレビCMよりも他の方がいいのではないかとかというのは、内部で議論しまして、では、バナー広告をやってみようなどを考えたり、新しいメディアであるとか、新しい広告手法というのも出てきていますので、それはみんなで情報を集めて、では今回はこっちでやってみようか、例えば印刷物をちょっと減らして、そっちの方に使ってみようかという議論は常にやっております。

楠委員 この事業をやめましょうみたいな話は今まであったことがあるんですか。

人権擁護局 例えば一部の冊子についてもやめましょうとか、それから、フューチャービジョンという、街頭でテレビ画面のようなものがありますけれども、あれをやめてみるのかということ実はやっております。

楠委員 なかなか数値が出せない、啓発ですから、なかなか目標はこうだというふうには、啓発という一般的なものしか出せなくて、あとは具体的な事業に関してもなかなか効果というのは分かりにくいということなので、だから、こういうふうな話になってしまうと、常に毎年、毎年、抜本的な見直しをしながらも今のものに落ち着いたという、そういうふうな形のPDCAになってしまうわけですよね。だから、それでいいのかというのは、やはりレビューする方からすると、常に何か違うメニューがあるのではないとか、本当にこれでいいのかということ、常に抜本的に見直すという話になってしまうと思うんです。それで、後から報告書を頂いて、財団法人にいろいろ委託調査をした中で、いろいろな提言というのがあるかと思うんですけれども、もう既に去年中間報告、今年が最終的なものが出ていますが、具体的にどういう提言を頂いて、それを具体的にどういうふうな事業の改善に結び付けようとしているのか、ちょっと説明していただけますか。

人権擁護局 今、委託事業でやったものをおっしゃいましたけれども、これとあと、法務省が独自でいろいろやっているものもあるんですが、委託事業で頂いたものであれば、啓発と、それから救済の連携したものであるとか、それから、コミュニケーションツールとして、もっとマスコミを活用すべきではないとか、そういうことが言われておりました、それ以外にも他省庁との連携ということは、先ほども出ておりましたけれども、言われております。そういうのも含めて、今、いろいろな検討をしておりますが、例えば厚生労働省との間では、ハンセン病問題というものがあまして、ハンセン病のシンポジウムというのをやっているんですけれども、これも実は以前は法務省は法務省で、それから、厚生労働省は厚生労働省と、別個にやっていたんですけれども、それは無駄であろうということで、共催という形でもうちょっと数も集約してやるというようなことはやっております。また、それ以外にも、例えば男女の共同参画とはやはり緊密な関係もございますので、そういう男女問題、DVなどの問題についても、もう少し人権擁護委員を活用して啓発していきましようというようなこともやっております。全部が全部それではありませんし、まだ頂いた提言なんかを全部きっちり実現化しているわけではないんですけれども、そういう形で頂いた提言については、少しずつ進めようかとは思っています。

楠委員 可能性としては、いろいろな事業の可能性があつて、ただ、これは組織ではなかなか難しく、今まで続けてきた事業というものを、がらっと変えてしまつて、そつちでコストを掛ける方がいいのか、今までどおりやる方がいいのかということで、どうしても今までどおりになりやすいんですよ。ただ、なかなか数値とか、目標とかいうものが客観的に出てこない、一体本当にそれでいいのかということ、新しく見た人は常に思つてしまうわけですよ。それを説明するときに、いろいろ検討した結果、我々はこのに落ち着きましたという以上、もう出てこない、ちょっと説明としてはやはり納得しかねるものがあるわけですよ。ただ、やっている方からすると当然ですけども、もうこれはずっとやってきたわけだし、これをどうしようというんだというのが本音なところではないかと思うんですよ。その辺についてはいかがですか。

人権擁護局 ですから、やはりどこまでできるかは分かりませんが、効果検証ということは、必ずやるように言われていますので、最近、電車内のコマーシャルを流していますけれども、それが実際、相談の件数に結び付いているのかどうかなどは、今、ちょうど検証を始めるところでございます。昨年から初めてやりましたので、1年だけで効果検証というのは出るものではないと思っていますから、それは数年続けた上で、本当にそれに見合うだけのものになっているのかというのは、もう一度見直すということはやるつもりでございます。

会計課長 中村委員、お願いします。

中村委員 26ページの論点等整理シートのところに記載がある内容について若干お伺いしたいんですけども、まず、一番最後のところに、身近で役立つ啓発物品を、より多くの国民に配布するための効率的な調達方法を検討する必要があると書かれているんですが、今、いろいろ御指摘がありました、有効な施策が何なのかということに関して、どちらかという、少なくとも私はそれこそ車内広告でありますとか、バナー広告というところが比較的コストで、いろいろな方の目に触れて、かつ、ある程度の内容を入れていくことができるということで、今後、活用されるべきなのではないかなと思うんですが、物品ということになりますと、人権について考えようとか、そういう標語的なものぐらいしか、ある意味、出していけないのではないかなと、そういうもののおっしゃっているのではないかなと思うので、むしろ、こういうものというのは、今後廃止というようなことでは、いかがかなと思うんですが、そのあたりはいかがでしょう。

人権擁護局 おっしゃるとおり、単に人権擁護に皆さん配慮しましょうと書いてあるものだけであれば、これを配つたって、何の意味もないというのはおっしゃるとおりだと思います。それで、最近では相談窓口、電話番号などを、その中に掲載するようにして、それを持っておいてもらえれば、いつでも電話できるというようなものを作ることによって、啓発もそうですけれども、相談をしやすくするという形での啓発物品、だから、名前が啓発物品でいいのかわかりませんが、そういう形のものを作るようにしております。

中村委員 具体的にはどういうものなんですか。

人権擁護局 例えば、先ほど人権教室の話題が出ましたけれども、人権教室であれば、こういう、人KENまもる君、あゆみちゃんのマスコットがありまして、これは最近の中学生なり小学生がかばんにたくさんぶら下げていますので、これをぶら下げてもらつて、ここに人権の電話番号が書いてありますので、こういうのを見てもらうというようなもの、それから、あとはカレンダーのようなものについても、全て相談窓口を書いて、あとはどういう人権問

題があるんだよというようなものを書いて、あわせて啓発にも用いているという、そういう形の活動をしております。

会計課長 では、瀬戸委員。

瀬戸委員 先ほど戦略的などという言葉を使ってしまったのですが、今まで委員の意見を聞いていて、ちょっとやはり見えないところがありまして、やはり人権啓発というのは、例えば小中義務教育でやる、若いときにやった方が非常に効果的でありますし、あるいは高校、大学でやる、あるいは企業に入って、30代、40代にやらなければいけない。各階層によって、啓発の仕方が違うのではないかなと思うんですね。今まで御説明していただいた中は、どちらかというところ、小中重視、大人の方は電車の中のビデオ、あとは新聞広告というような形だと思うんですが、これで本当にいいのかなと、先ほど本当に戦略的にやる場合、本当に3億円でいいんでしょうかと、もっとお金が必要ではないんでしょうかというふうなことをちょっと期待したんですが、3億円でいいんだというようなお答えだったんですが、例えば高校、大学みたいなのところとか、企業は、テキストとか、講師の育成だとか、そういうことを求められているのではないかなと思うんです。企業内で人権についての教育をするときに、そういう人材を育成しなければいけないとか、あるいはテキストが欲しいとか、大学、高校でもそうですね、教えるときのテキストが欲しいんだとか、そういうことを戦略的に考えたら、もうちょっとお金が必要だとか、あるいは3億円の中でできるのかどうか分かりませんが、そういう思考がちょっと欠けているのではないかと、欠けているという言い方は失礼なんですけど、発言の中にちょっとなかったもので、必要ではないかなと思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

人権擁護局 もちろん簡単にお金をたくさんくださいと言うのが楽なんですけれども、現実問題として、それをでは頂いたからといって、全部を今の段階で有効に使えるかなという疑問があったので、そう申しました。

ただ、我々は先ほどから申し上げているとおり、人権擁護委員という方がおられまして、人権擁護委員の活動については、別に実費弁償金というものがございますので、彼らを通じて行っている活動については、この3億5,000万は使わずに、別のお金でやっているというところがございます。今は人権擁護委員を中心に企業向けの啓発活動もやる必要があるということで、企業団体をお願いに行き、ちょっと講義をさせていただきます。そうすると、その加盟企業から、では今度うちの会社でやってくださいということで、やってもらえる。1箇所ですと、では、その支店でもやりましょうかということで、今度違う地方でやってもらえるなどの活動も今、力を入れているところでございますので、そういう分野については、人権擁護委員の活動費というところから支出してしております。

瀬戸委員 ただ、そういうマンパワーでやると大変なので、各組織で自律的に動くような、大学なら大学、企業なら企業で、自治会なら自治会で、そのときのそういうテキストとか、教材みたいなものを一括して法務省の方で提供するような、そういう仕組みが必要ではないかなとお聞きして思っていたのですが、その辺はいかがなんでしょうか。

人権擁護局 一部については、実際にテキストは作っております。例えば企業向けの研修用の教材等は作っております。ただ、それは今、正に企業にアクションできないと、せっかく持っていてでも使い切れないという状況は実際ございますので、それはもっと浸透していくようになれば、それに見合う予算を計上すると、お願いするということになるかと思っております。

会計課長 土居委員，お願いします。

土居委員 その観点から，全国中学生人権作文コンテストのことについてお伺いしたいんですが，中学生に対して，このコンテストを通じて働き掛けておられると。既に32回なさったと。長年，30年以上にわたる取組ですよ。確かに，これを始めたときの頃の時代背景，そういうことでこれを考えついたということだと思いますが，今日の中学生に対して，このコンテスト以外の方法で，もう少しこういう方法ができれば，予算の制約をちょっと度外視して，コンテスト以外にこういう方法で働きかけたら，中学生の人権啓発が更に進む，別の言い方をすれば，いじめがなくなるとか，インターネットでの誹謗中傷とか，そういうようなことをやめるといような中学生が増えるとか，そういうようなことになるとお考えでしょうか。

人権擁護局 中学生を対象に人権教室もやっているんですが，最近では若者がスマートフォンなんかを使うようになったので，スマートフォンのバナー広告については，本年度から予算で認めていただきまして，やっております。それから，最近，サッカーが特に好きな少年とかがいますので，スポーツ機関と連携するということで，サッカーチーム，それから野球チーム，それから，バスケットボールチームとか，そういうところをお願いをして，スポーツ人権教室のような形で，子どもを呼んで，親御さんも一緒に呼んで，スポーツを通じて人権の大切さ，あるいはフレンドシップなり，それからスポーツマンシップなどを通じて，人権について考えてもらうということはやっております。ただ，それは地方委託事業ということで，地方の自治体と一緒にやっているとこの事業ですので，直接今回の予算の中ではなくて，また別のところでやっております。

土居委員 そうすると，今回の予算の対象外でも，そちらの局でやっていらっしゃる事業の中で，手段を考慮しながら，今のこの対象になっている，「全国的視点に立った人権啓発活動の実施」というカテゴリーに入る形の展開をするのがいいのか，それとも地方委託の形にするのがいいのかというような，臨機応変な対応というのでしょうか，去年までやっていたから，今年もまた予算計上というのではなくて，どうもこっちのやりの方が，この問題を克服するには望ましいかもしれないとなったら，地方委託に予算を移しかえるというようなことは，それなりに頻繁にやっていらっしゃるということでしょうか。

人権擁護局 一部はやっていると思います。やはり直轄事業といいますのは，全国統一的にやるものだと思いますが，スポーツ施設なんていうのがない県もあつたりしますので，そこはまたそこで対応してもらわなければいけないし，何がいいのかというのは，その地方で考えてもらう必要があるんで，そういう意味で，我々としては直轄でやりにくいものはもう全て，むしろ地方でやってもらった方がいいのかなと。ただ，そうすれば我々との連携をしながらやってもらうことになるので，自治体と連携ができれば，更にきめ細やかな人権啓発の活動はできるとは思っております。

土居委員 そこにはあまりこだわりはないということですね。つまり，この今，公開プロセスに係っている事業の中で，去年以前からずっと継続して，予算が付いてきたと。できれば引き続き来年もというこだわりは，強くはなくて，ケースバイケースで効果があるもの，ないものを精査しながら，付けたり，減らしたりというおつもりで臨んでいらっしゃるかと。

人権擁護局 それは現に，例えば中央委託事業も含めて，我々がやるべきか，それとも委託してやった方がいいのであれば，そうするという考えで現に臨んでおります。

会計課長 すみません、審議の途中ではございますけれども、また審議をしながらで結構でございますので、コメントシートの記入の方もお願いしたいと思います。

それでは、瀬戸委員、お願いします。

瀬戸委員 事業についての質問等ではなくて、感想なんですけど、法務省というのは国の役所の中で、一番お上のところが多くて、国民としては一番遠いというか、怖い存在みたいな、その中で人権擁護局という、かつまた何か、こっちが固まってしまうような、人権という言葉だと、ちょっと何というか、国民に対してずっと入らないのではないかと、こちらの冊子の方に、アメリカはリスペクト・アザーズと、何かずっと入る。片仮名がいいというわけではないんですが、何かこの人権擁護とか、人権擁護局とか、人権とか、そういう国民への問いではなくて、もうちょっと何かソフトな、小中学生でもずっと分かるような、何か皆さん方の、我々にとって身近な存在になるような、そういうようなネーミングも必要ではないかなと思うんですが、このリスペクト・アザーズというのは、すぐ分かりますよね、これは。小学生もすぐ分かるような、小学生、中学生ぐらいはね。非常にいいのではないかなと思うんですが、これが人権だとか、他人を尊重しなければいけないんだという。それをちょっと思ったのですが。怖いですね、人権擁護って。

人権擁護局 なぜか人権というと、みんな引いてしまう状況がございまして、非常に我々も苦慮しているところですが、例えば人権の擁護という冊子では、子ども向けには命を大切にすること、みんなと仲良くすること、あるいは思いやりの心を持つことなどを例としてちょっと挙げさせてもらっていますが、それはおっしゃるとおりで、もっと人権を、ヒューマン・ライツですけれども、これをいい言葉にできるのであれば、それは一考に値することと。

瀬戸委員 「リスペクト・アザーズ局」と。

人権擁護局 また横文字を使うと、それも役人的だと言われそうなので。

会計課長 ほかの委員の方、いかがでございましょうか。

先ほど人権の何か、御説明が途中だったところはございましたでしょうか。よろしかったですか。

人権擁護局 結構です。

会計課長 よろしいですか。

では、楠委員、お願いいたします。

楠委員 先ほどの質問をさせていただいたときに、この財団法人に投げられた委託調査についての説明がありましたけれども、それとは別に独自に御自身の部局でやったという調査もあったということですが、それについて御説明いただけますか。

人権擁護局 これは人権について、どういう手段で人権のことを知りましたかというアンケートを取りました。知っている、それから、見たことがある気がするという、この二つをとったのですけれども、それによりますと、一番高いのがテレビスポット放送というものが17.7パーセントでございました。次がポスターで16.6パーセント、次が新聞広告で10.4パーセントとなっております。これは24年度に行った事業についてのアンケートでございます。

楠委員 こういった資料というのはホームページ等で確認できるんですか。

人権擁護局 すみません、ホームページには出していません。

楠委員 出せる範囲で出した方がいろいろ、せっかく広報ということでやられているのであれ

ば、出していかないとその部分も広報の一環だと思うんですね。

人権擁護局 分かりました。

楠委員 よろしく願いいたします。

人権擁護局 分かりました。

会計課長 では伊藤委員、お願いいたします。

伊藤委員 人権の目標ごとに細かく対応をされているという、見方を変えると、小粒な施策が多いような、予算の関係だというのはよく分かりますが、日本の国民性からすると、例えば人権というのでブームを起こすのは無理だと思いますが、いじめの撲滅という感じで、一大センセーショナルに予算を全部使ってやるというのはあり得るのではないかと。子どもたちに好かれているスターにボランティアで出演していただいて、そういうのを全国的な現象にする。マスコミ等の協力も得ながら。あとは加えて、それをDVDに撮って、教育の中でまだ見ていない子に見せるという、何かそういうのも面白いのではないかとと思いますが、いかがですか。

人権擁護局 実は昨年12月の人権週間にテレビ局とタイアップをして、そのテーマソングを人権週間のテーマソングとして、ちょっとテレビでも流してもらったりとしたことはございました。なので、マスコミ等との連携というのを、我々としてあまりお金を掛けずに増やしたいところではあります。その我々の予算を一つに集中するというのは、これはちょっとなかなか難しいというのがございまして、というのは、それぞれ人権で悩んでいるという方がおられまして、私はこういうところの人権で悩んでいるのに、何で法務省はこれやってくれないんだということを結構言われたりするわけでございますので、やはりある程度きちんと目配りをして、皆さんの人権についても配慮していますよという姿勢はとる必要があるんだと思います。そうすると、濃淡というのは当然あってしかるべきですし、我々もそうやってはいますけれども、これだけはちょっと除いて、こっちに集中しますというのは、なかなか、全ての人権を扱う人権擁護局としては難しい選択だと考えております。

伊藤委員 優先順位を付けるという、除くという意味ではないんですね。今のままだとみんな小粒で、あまり国としての流れが変わるとか、いじめはやっぱりやめようねという流れにはなりそうにないような気もするんですけれども、それは法務省さんがおやりになることなのか、文部科学省か分かりませんが。

人権擁護局 濃淡はもちろん付けておりまして、実際にその現場で人権が侵された、あるいはいじめに遭ったというのが、我々のところにも調査の過程で上がってきますので、それを見て、こういう案件が今は増えているなど、だったらこれについて、もっと啓発なりをしなければいけないということで、啓発と救済の連携みたいなものになりますけれども、そういうことで濃淡は付けているつもりでございます。

伊藤委員 今のテレビはあまり見ないから知らないんですけれども、それはいつ頃放映されて、どのぐらいの予算でそういう企画をされたんですか。

人権擁護局 向こうも人権局の人権週間のテーマソングになるというのはある程度メリットがありますので、特にお金は掛かっておりません。ただし、それほど大々的に流れたわけではないんですが、その歌のプロモーションビデオに、これが人権のテーマソングですということで、我々ももらって、それを結構、各局で流してもらったりもしましたので、一応お金を掛けないでやる方法も考えてはおります。

瀬戸委員 震災のときは目立ちましたよね。一般的な広告がなくなって、スポット広告で。あれだけやるとかなり目立ちますよね。

人権擁護局 いっこく堂さんという腹話術師がおられますけれども、東日本大震災のときはいっこく堂さんをお願いして、これも確か出演料なしでちょっとお願いしたということはございました。

伊藤委員 それでは、集計が終わりましたので、結果を発表します。

抜本的改善が3名でした。それから事業内容の改善が3名。抜本的改善の骨子は事業の効果検証を実施して、事業の必要性、効果を明確にした上で、事業の抜本的見直しを行うべきであるというのが、抜本的改善の骨子。それから、改善の部分は、人権教育と人権啓発との連携を図り、学校での活動を充実していくべきではないかというのがありまして、3対3になっておりますので、皆さんで議論していただいて、並列とするのか、どちらかに取りまとめるのかということを経験したいと思いますが、いかがでしょう。

土居委員 一つ。抜本的改善にするかどうかということをとちょっと取りあえずまず置いておきまして、もう少し定量的な成果目標を掲げる努力はするべきではないかと私は書かせていただいたんですが、心に訴えることだから、なかなか定量的には難しいということではあります。もちろん究極的にはそういうことではあるのですが、啓発活動ということでは、つまり、どれだけ啓発することに資するものになったかということでは、もう少し、いろいろ、先ほど来の議論でも数字を出していただいたので、その部分はいいと思いますけれども、何らかのインパクトをできるだけ数字でつかむような努力をなさると。もちろん数字が上がったから、それでもう後は人権についてはもう皆さん大丈夫ですということではないということでは、それはもう重々承知の上なわけですが、啓発活動ということに、この事業は限っているわけですから、どれぐらいの啓発のインパクトが、行った直後なりにあったかということぐらいは、まず数字で捉えて、インパクトが弱いということだとすると、もっとほかの手段を考えようという、そういうようなサイクルを作っていくとよりよくなるのではないかと思うんですけれども。

伊藤委員 ほかにいかがでしょうか。安念先生。

安念委員 私は誠に申し訳ないが、この事業は全部やめるべきだと思います。なぜなら目標がはっきりしないものを税金を使ってやるのはナンセンスです。

ただ、ここでの意見の取りまとめというのであれば、成果管理が可能なような目標を作るということによって改善するという、私は抜本的改善から改善の方に日和っても、ちっともそのこと自体は構いません。僕は別に、この事業の主観的意図の善意というものを少しも疑っていないし、それはこれによって啓発されることはあるということ、私もそうだろうとは思っただけでも、今のままはちょっとひどすぎる。つまり、成果管理が全くできていないから同じことを30年も40年もやっているんですよ、それは悪いけれども、やっていないのと同じです。これは税金を使っているんだから、成果管理ができなければ駄目です。できないというのは、それは初めから話にならない。だから、成果管理ができるようなシステムを作ってもらおうと、それが条件であるなら、私は改善の方に変わってもちっとも構いません。

伊藤委員 そのほか皆さん、いかがですか。

楠委員 正直申し上げて、一部を改善するのか、抜本的に改善するのかということすら、なか

なか議論できない状態にあるのかなというのが本音です。ですので、私も発言させていただきましたけれども、もうおっしゃった説明の中では、常に抜本的に見直しながら、それで現状に落ち着くのであれば、一つの結論だと思うんですよね。だから、それをしないとイケない状態にはあると。だから、今のままを基本的なベースにしなから、ここを変えましょうというレベルではないんですよね。ただ、なかなか組織で一度決めたものというものを、急にがらっと変えて、ではゼロにするのかというわけにはいかないし、3億円もらった上で、全く他のことをするかというわけにはいかない。そういった意味では、なかなかここに落ちてしまうという現状は理解できるんですよね。ただ、先ほどいろいろな先生がおっしゃいましたけれども、そういったいろいろな指摘を踏まえるのであれば、やはりこれは常に抜本的に見直すという必要があって、ただ、どの部分を変えるかに関しては、もういろいろ説明を頂くしかないわけですから、なかなか一部改善か抜本的改善かという、なかなか評価できないということなんですよね。ただ、どれかと言われれば、それはもう抜本的改善とせざるを得なかったというのが私の本音です。

以上です。

伊藤委員 瀬戸先生はいかがですか。

瀬戸委員 私は抜本的改善である必要はないのではないかなと。こちらの方に、センターの方で調査研究報告が出ていますけれども、この調査研究項目を正しいという、より正しい方向にまとまっているとした場合、今やっている事業自体は方向性としては間違っていないと。ただ、先生方がおっしゃるように、やはり継続の方法というのは、改善の必要があるのではないかな。もし可能ならば、これは多分かなりのお金を掛けてやっているのではないかなと思いますけれども、この人権擁護局でやっている事業のやり方が適正かどうかということも、この調査部隊というのでしょうか、この方々にちょっと調査していただくというのもよろしいのではないかなということと、あと計測の方法というか、そういう方法もテーマに加えて、詳細に検討していただくというのもよろしいのではないかなと思っています。方向的には間違っていない。ただ、手段として、効果が見えるような形になっていないということは、抜本的な改善をする先生方と同じ意見なんですけど、全く全て問題があるわけではなくて、継続的に人権擁護の活動をやっていく上では、今回の事業というのは継続していかなければいけないと私は判断しました。

伊藤委員 中村先生、いかがですか。

中村委員 私も今の活動を全て否定するということではないかなと思っています。中学の人権の作品コンテストでありますとか、あるいはこの人権の擁護という冊子等も非常によくできていると思いますので、その部分はある意味継続をしていただくことはよろしいのではないかなと思うんですけども、ただ、別の言い方をすれば、先生方がおっしゃるように、では30何年間同じでいいのかというのは、非常に疑問な点もあると思いますし、あと例えば中学校の人権の作文というのを、いい作文を書かれる方というのは、多分元々優れた方だと思うんですよね。そうなってくると、ではそもそも下を上げるというか、意識のない人を改善するということにもっと力を注いだ方がいいのではないかなというところは、もう少し、そのためにどうしたらいいのかというところは御議論いただいて、新たな方法というのをお考えいただいた方がいいのではないかなというのが、私の意見でございます。

伊藤委員 どうぞ。

土居委員 ちょっと身も蓋もないことを申しますが、抜本的改善という結論を出して、そうはいっても変えられないと言って、結局はちょっとだけ変えたという話で終わってしまったら、結局は何のために抜本的改善と言ったのかという気もするわけです。ただ、この今までの各委員の御議論はそれほど水と油というほどの違いでは全然なくて、やはり手段ですよ、特に。今までのやり方どおりで、全てがいいわけではないと、いろいろな手段を比較検討して、より効果の高いものに取りかえていくということが、そういうことを示唆するような御発言が多く出たと思います。結論として、抜本的改善でなくて普通の改善ということであるけれども、やはり今話を聞いて、やはり手段について、ゼロベースで見直そうという気が御省で起これば、それはそれでとてもいいことだとは思いますが、より建設的になるような形で受け止めていただければと思います。

伊藤委員 今、私がもしこれを調整するとしますと、実は私は改善なんです、本当に皆さんの意見の中の成果、事業の効果の検証というのが、実はできるかできないか、私はよく分からないんですが、抜本的改善の方が改善でもいいよということであれば、恐らく事業の効果検証について、目標を設定したり、あるいは成果管理をすることを踏まえて。

土居委員 あと定量的な成果目標。

伊藤委員 そうでしょうね。成果目標を定量的に示すのに、成果管理をするということ的前提に改善でもいいよということになると思うんですが、ところが、それはおそらく難しい、その分かりましたということにはならないと思うんですよ。ですから、そういう面では、私はもうこのまま特にまとめなくてもよろしいのであれば、抜本的改善が3、事業内容の改善が3、抜本的改善の方には、事業の効果検証を実施して、成果目標は定量的に示し、かつ、成果管理をするべく、事業の必要性、効果を明確にした上で、抜本的な見直しをします。そう併記した方が、皆さんの意向には沿っているのではないかと思いますけれども、よろしいですか。よろしいですか。

それでは、その二つを併記させていただきます。

会計課長 それでは、ただいま御発表いただきましたとおり、評価結果につきましては、事業全体の抜本的改善が3票、事業内容の改善が3票ということの評価結果を頂きました。この結果を踏まえまして、人権擁護局におかれましては、概算要求に当たって議論の内容を適切に反映して、事業の見直しを進めていただきますよう、お願いいたします。

それでは、全国的視点に立った人権啓発活動の実施の審議はこれで終了といたします。どうもありがとうございました。

本日予定の議事はこれで終了いたしました。最後に政務官の方から御挨拶がございます。

大臣政務官 外部有識者の先生方におかれましては、長時間にわたり大変有意義な御議論を、あるいは御指摘を賜りまして、誠にありがとうございました。深く御礼申し上げます。私も二十七、八年、行政の職員でございましたので、なかなか今日の御指摘を聞いていて、難しいなと正直感じました。株式会社のように、経常利益というのですか、そういう数値的な定量的な判断を行政の部分においてどういうふうにしていったらいいのだろうか、あるいは、なかなか行政の結果というのを、よくできたか、できていないのか、なかなか物差しがうまく当てはめづらいものですから、評価が難しいなと、役人でおりましたときも常に感じておりました。ただ、しかしながら、今日も御指摘ございましたけれども、いやしくも税金を頂戴して事業を行っている以上、そういうような難しい、なかなかしにくいということだ

けで議論は通らないなというのは、今日、改めてまた感じた次第でございます。どのようにすれば納税者であります国民の皆さんに、これだったらこの重税感のある税金を払ってでも仕方がないかと思っただけのようにするためには、どうすればいいのか、今日頂いた御指摘を真摯に踏まえまして、予算の執行の在り方もそうですし、そしてまた、これから8月末には、来年度予算要求というタイミングにもなっておりますので、そういう予算要求に向けまして、より質の高い納税者の方々から少しでも御満足いただけるような、そういう行政を実現するという観点から検討を進めてまいりたいと思います。有識者の先生方におかれましては、当省の事業に関しまして、今後とも引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。本日は御多忙の中、当省の行政事業レビュー公開プロセスに御協力を賜りまして、誠にありがとうございました。

会計課長 それでは、これもちまして、法務省行政事業レビュー公開プロセスを閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

—了—